# 内閣提出法律案 (六件)

国第 39 <sup>九</sup> 十 六 会回	5	4	3	2	1	番
	-		-	_		号
案国家行政組織法の一部を改正する法律	放射線技師法」に改正エックス線技師法」の題名を「診療右により「診療放射線技師及び診療名法律案	終務庁設置法等の一部を改正する法律	律案 総理府設置法の一部を改正する等の法	総務庁設置法案	る法律案の施行に伴う関係法律の整理等に関す国家行政組織法の一部を改正する法律	件
		-				提出
五八			_		五八、	月 提
= -	九八	九 八 受	九八	九 八	九八	日出
五八、三二一受 五八二〇二十五八二二二八 五八二二二六 八三二十二六 五八二二二六	カ、ハ 受 で 領二	受 1011	受 1011	受 10′11	五八、九、八 受 類 領	送 付 月日 本院に受領
五八、一一、八		一二二八	二二八可	二二八可	五八、一、二八	付委員参託会
可五八二二六次	可二完	可二尖	可二二 決	可二宗	可 決	議委 員 議 決会
可 天 一 六 決	可 二	可 二 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	可二 二	可一次	可 決	議本 会 決議
 	九 二 可	九110	九三0	<b>九</b> ':10	五八、九二〇	付委 貴 衆 託会
修 五八二〇、七 正七	70′ 决七	可一0′ 夬七	10′ 七	可 10′七	可 五八10、七	議委 員 議 決会
<b>修</b> 五八1071一 正	可 1071	可 一O´I 决	可	可 1011	可	議本 会 決議
を を を を を を を を を を を を を を			旨説明聴取			備考

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

の整理等に関する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)

五八、 九 内閣提出

 $\frac{1}{0}$ 衆本会議趣旨説明

衆可決

一、一八 参本会議趣旨説明

一、二六 参可决

等関係法律二百三件につき必要な整理等を行おうとするも 層明確にするための改正を行うことに伴い、各省庁設置法 組織編成の弾力性を高めるとともに、併せてその基準を一 応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の のであつて、その主な内容は次のとおりである。 本案は、国家行政組織法について、行政需要の変化に即

一、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を、

昭和五十九年七月一日と定めること。

一、各省庁設置法等関係法律(総理府及び行政管理庁関係 を除く。)中、整理を要するものについて所要の改正を行

うこと。

↑ 各省、各委員会及び各庁設置法等について次の改正

を行うこと。

来の各部局の事務の規定を一括掲記すること。ただ 及びこれに対応する権限の規定を削ることとするこ し、各省庁の官房等に共通的に規定されている事務 新たに省庁等全体の所掌事務の規定を設けて、従

2 官房、局及び部の規定を削ることとすること。

置かれる次長並びに庁の所掌事務の一部を総括整理 規定を削ること。 とと定められている庁以外の庁に置かれるもの)の する職(法律で国務大臣をもつてその長に充てるこ 庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に

関に区分し、審議会等及び施設等機関については、 こととすること。 政令で定めることとするものについての規定を削る 附属機関等を審議会等、施設等機関及び特別の機

5 れる機関について、個別の名称、位置、管轄区域及 地方支分部局のうちのブロックを単位として置か 要旨

本案は、最近における行政需要の変化に即応して、総合

こう見言と見らいことのこととし、これらについび内部組織は政令で定めることとし、これらについ

ての規定を削ることとすること。

三、この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

## 委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

総務庁設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)

五八、 九、 八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

二、所掌事務及び権限

ること。

る事務、各行政機関の業務についての監察に関する事構、定員及び運営の総合調整等組織・定員管理に関す政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機関の機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務、行

# 務を行うこと。

- 2 統計制度の基本的事項に関する企画その他統計に関す 施等統計に関する事務を行うこと。 る総合調整及び国勢調査その他の基幹的統計調査の実 恩給を受ける権利の裁定等恩給に関する事務のほか、
- 3 年対策及び北方対策など特定の行政分野における事務 の総合調整等を行うこと。 交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少

### 三

果を確保するための権限を行使できること。 め必要な範囲内において各行政機関の業務について実地 を述べることができることとするほか、監察を行うた に調査することができることなど行政監察の機能と効 随時、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し意見 機関の長に対し、資料の提出及び説明を求め、また、 充てること。総務庁長官は、所掌事務に関し、各行政 総務庁の長は、総務庁長官とし、国務大臣をもつて

2 関として、青少年対策本部及び北方対策本部を置き、 その長にはそれぞれ総務庁長官たる国務大臣をもつて 総務庁に、公務員制度審議会を置くほか、特別の機

> 監察、行政相談等の事務を分掌するほか、必要に応じ 監察局、地方行政監察局等を置き、行政機関の業務の を分掌することができること。 行政機関の機構、定員及び運営に関する調査等の事務 **充てること。さらに、地方支分部局として、管区行政**

四 施行期日

昭和五十九年七月一日から施行する。

照

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

議院送付) 総理府設置法の一部を改正する等の法律案 (閣法第三号)(衆

五八、 九 内閣提出

衆本会議趣旨説明

衆可決

一、一八 参本会議趣旨説明 参可決

のであつて、その主な内容は次のとおりである。本案は、別途総務庁設置法案において、総理府本府及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、お世府総務長官及び総理府総務副長官の廃止、審議会等の経理府総務長官及び機能の整序を図るため、所掌事務の整理、をして総務庁を設置することとしていることに伴い、総理府本府の組織及び機能を統合再編成し、総理府の外局を当ける。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

行うこと。

二、行政管理庁設置法を廃止すること。

房副長官は内閣総理大臣の定めるところにより内閣官房て府務の整理、総理府本府の事務の監督を行い、内閣官とし、これに伴い、内閣官房長官が内閣総理大臣を助け三、総理府総務長官及び総理府総務副長官を廃止すること

うこととすること。官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、事務の総括を行長官を助け、さらに、総理府に総理府次長を置き、内閣

四、総理府本府に置かれている審議会等のうち、公務員制四、総理府本府に置かれている審議会等の多議会等に置かれている審議会等に置かれている審議会等のうち、公務員制

月一日)から施行する。

一八、本法律は、総務庁設置法の施行の日(昭和五十九年七六、本法律は、総務庁設置法の施行の日(昭和五十九年七五、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う総

照

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

院送付)

総務庁設置法等の一部を改正する法律案 (閣法第四号)(衆議

五八、 九、 八 内閣提出

九、二〇 衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一、二八参可決

要旨

のであつて、その主な内容は次のとおりである。 局をはじめ三機関について所要の措置を講じようとするも して、府県単位機関のうち法律改正を要する地方行政監察 工次答申を踏まえつつ地方支分部局の整理再編成の一環と 本案は、昭和五十八年三月十四日の臨時行政調査会の第

務所と改め、所要の現地事務を処理させること。をそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事局及び大蔵省の財務部の整理合理化を図るため、これら一、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査

二、本法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

、規制及び監督行政の適正化のための許可等の整理合理

照

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(閣法第五号)

(衆議院送付)

五八、 九、 八 内閣提出

九、二〇

衆本会議趣旨説明

一〇、一一 衆可決

一一、一八 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月本案は、昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月

一、国と地方公共団体の機能分担の合理化のための事項と を含む。)(廃止及び縮小三十、事務の委譲四、団体事務 務について四十五法律(許認可等関係の重複分十三法律 務の市町村長への委譲などを行うこととし、興行場法の こととし、漁船法の一部改正による漁船の登録の簡素化、 化十一)を改正して整理を行うこと。 の当該地方公共団体の事務への移行、都道府県知事の事 の事務として既に同化、定着していると認められる事務 ていると認められる事務の廃止又は縮小、地方公共団体 規制の緩和十四、権限の委譲十七)の整理を行うこと。 認可等について二十六法律を改正して三十九事項(廃止八、 廃止、規制の緩和、民間等への委譲などの合理化を行う 業規制及びその他の分野に係る許可等の事務について、 ついて、社会経済情勢の変化に伴い必要性の乏しくなつ して、地方公共団体の長等に委任されている国の事務に 化に関する事項として、資格制度、検査・検定制度、事 エネルギー管理士の試験事務の民間団体への委譲その他許 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正による 部改正、住民基本台帳法の一部改正その他機関委任事

> 呵 本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

# 委員長報告

国家行政組織法の一部を改正する法律案の委員長報告参

照

法第三九号)(衆議院送付) 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会閣

九十八回国会 五八、 **≒** —

四 五 衆本会議趣旨説明

内閣提出

衆継続審査

衆修正

百

回国会

九十九回国会

衆継続審査

一、一八 参本会議趣旨説明

参可決

要旨

び第九十九回国会において衆議院で継続審査となり、第百 本案は、第九十八回国会に提出され、第九十八回国会及

三、その他所要の経過措置を行うこと。

内容は次のとおりである。

「行政改革に関する第三次答申」に沿つて、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、併せて行政機関の組織編成の一層の弾力化を図り、併せて行政機関の組度の指導を更に関する第三次答申」に沿つて、行政需要の回国会に本院に送付されたものであつて、臨時行政調査会

の範囲については政令で定めることとすること。行政事務を所掌する官房、局及び部の設置及び所掌事務定めるという原則は維持しつつ、府、省等に配分された一、府、省等の組織と所掌事務の範囲は現行どおり法律で

別の機関を置くことができるものとすること。ころにより、審議会等(学識経験者等の合議により処理とろにより、審議会等(学識経験者等の合議により処理を表研修施設等)を置くことができるものとし、また、文教研修施設等)を置くことができるものとし、また、文教研修施設等)を置くことができるものとすること。

三、庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置か

れる次長並びに総括整理職

(法律で国務大臣をもつてそ

の長に充てることと定められている庁以外の庁に置かれ

るもの)の設置は政令で定めることとすること。

覧表を官報で公示するものとすること。四、政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一

最高限度数は、百二十八とすること。に充てることと定められている庁の官房及び局の総数の五、当分の間、府、省及び法律で国務大臣をもつてその長

六、この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項に

ついては、別に法律で定めること。

ている。 なお、衆議院において、次の二点について修正が行われ

なければならないこととすること。
及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告し他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正一、政府は、今回政令で設置されることとなる組織その

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。年を経過した後に、速やかに、総合的検討を行い、そ局の最高限度については、この法律の施行の日から五二、政府は、前記の国会報告の対象となる組織及び官房、

# 委員長報告

告申し上げます。 改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報 ただいま議題となりました六法律案につきまして、行政

であります。 「おります。第百回国会において本院に送付されたもの実施するため第九十八回国会に提出されて以来衆議院で継国家行政組織法の一部を改正する法律案は、臨調答申を国家す、各法律案につきまして、その要旨を申し上げます。

本法律案は、府、省等の官房、局、部の設置及び所掌事本法律案は、府、省等の官房、局、部の設置及び所掌事を合ったととするとともに、各省庁等には、法律または政定めることとするとともに、各省庁等には、法律または政定めること、当分の間、府、省及び大臣庁の官房、局の総とすること、当分の間、府、省及び大臣庁の官房、局の総定めることとするとともに、各省庁等には、法律または政定の最高限度を百二十八とすること、政府は、少なくとも数の最高限度を百二十八とすること、政府は、少なくとも数の最高限度を清にようとするものであります。

ります。
て、必要な措置を講ずること等について修正が行われておした後に、速やかに総合的検討を行い、その結果に基づい局の最高限度について、本法律の施行の日から五年を経過らないこと、さらに、国会報告の対象となる組織及び官房、

本に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴うとは、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を昭和五十九年七月一日と定めるとともに、同法の施行に伴って、各省庁設置法等関係があるとともに、同法の施行に伴って、各省庁設置法等関係があるとともに、同法の施行に伴って、各省庁設置法等関係があるとともに、同法の施行に伴って、各省庁政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う

副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ずるため、所掌事務の整理、総理府総務長官及び総理府総務務庁の設置に伴い、総理府本府の組織及び機能の整序を図次に、総理府設置法の一部を改正する等の法律案は、総

新設、改正及び廃止の状況を次の国会に報告しなければな

置される組織その他これに準ずる主要な組織につき、その

なお、衆議院において、本法律案に対し、今回政令で設

るとともに、行政管理庁を廃止しようとするものでありま

す。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、臨調次に、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、公安調査局次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、臨調次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、臨調

見の聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。臨時行政改革推進審議会会長及び瀬島同審議会委員から意臣の出席を求めて質疑を行うとともに、参考人として土光至の出席を求めて質疑を行うとともに、参考人として土光

き財政再建の堅持と税制調査会の中期答申との関連、今回質疑の主な内容は、政治倫理の確立方策を初め、増税な

議録によって御承知願いたいと思います。教育問題等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会針、総務庁の設置と財政効果の有無、さらに日米首脳会談針、総務庁の設置と財政効果の有無、さらに日米首脳会談の減税施策が景気浮揚に及ぼす影響、行政組織規制の弾の減税施策が景気浮揚に及ぼす影響、行政組織規制の弾

一昨日、委員会は質疑を終局することを決定し、この後、日本共産党提出の田中委員長、すなわち私に対する不信任日本共産党提出の田中委員長、すなわち私に対する不信任財産会議を代表して成相理事が賛成、日本共産党を代表して稲村委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して成相理事が賛成、日本共産党を代表して神谷理事が反対、公明党・国民会議を代表して中野理事で神谷理事が反対、公明党・国民会議を代表して中野理事が賛成、参議院の会を代表して清計論に入りましたところ、次いで、各法律案について一括討論に入りましたところ、次の結果、本動議は起立少数をもって否決されました。

国民連合を代表して成相要員が賛成の旨、それぞれ意見をが賛成、参議院の会を代表して青木委員が反対、民社党・自由民主党・自由民連合を代表して抜山委員が賛成の旨、それぞれ意見をが賛成、参議院の会を代表して青木委員が反対、民社党・自由民主党を表表しておいて、この後、

した。

成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしま成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしま、次いで、順次採決の結果、以上の六法律案はいずれも賛

	の提明
	以決案党な
	以上、御報告申し上げます。決議とすることに決定いたり案に係る附帯決議案が提出なる。国民会議、民社党・国民会議、民社党・国民会議、民社党・国民会議、民社党・国民会議、民社党・国民なお、六法律案に対し、自由
	御する民六
	報る附会法
	告と帯議律
	中と佐条
	上決案社対
	げ足が党し
	まり、佐・すた出国自
	。じる民苗
	まれ、連民
	以上、御報告申し上げます。の決議とすることに決定いたしました。提案に係る附帯決議案が提出され、多数明党・国民会議、民社党・国民連合及び明党・国民会議、民社党・国民連合及びの決議とすることに決定いたしました
	以上、御報告申し上げます。の決議とすることに決定いたしました。提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの共同の決議とすることに決定いたしました。
	を新自
	も 以 田 っ ク 国
	てラ民
	当づ会
	安 の 職
	会 同 公
1	